

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)
様式

作成日 令和8年9月29日
最終更新日 令和8年9月29日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和8年9月29日
国立大学法人名		国立大学法人広島大学
法人の長の氏名		越 智 光 夫
問い合わせ先		財務・総務室総務・広報部総務グループ (Tel:082-424-6014、E-mail:soumu@office.hiroshima-u.ac.jp)
URL		https://www.hiroshima-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	経営協議会での確認については、役員懇談会での確認を経て、学外委員に対して、資料の事前送付及び意見照会を行った。全ての原則、補充原則ともに実施していることを確認され、特に指摘はなかった。 第114回経営協議会(令和8年9月9日開催)において、適合状況等について審議を行い、承認した。
監事による確認	更新あり	本学は本年度のガバナンス・コードへの適合状況を判断するにあたり、社会に対する説明責任の観点から、関係規則、HP等で公表されているものを根拠としている。また、ガバナンス・コードは法人運営の基本原則となる規範として策定されており職員も共通認識を持つ必要があることから、各担当理事室において広く検討がなされ見直しが行われている。 監事は全原則、補充原則が実施できていること、またガバナンス体制の高度化に向けた本年度の対応内容を、記載内容及び前年度からの変更点、並びに今後の取組み方針等に基づいて確認した。その内容については役員及び副学長等で構成する役員懇談会において説明され、情報共有を図るとともに十分な意見交換を行った。また、第114回経営協議会においては、事前に説明がなされた上で意見交換が行われ、その内容が確認された。最終的に本報告書となり、教育研究評議会で報告され、役員会の議を経て公表することとなった。 監事は本件に係る全ての審議に出席し、経営協議会等の審議状況や出された意見への対応状況が適切であることを確認している。また、より充実したガバナンス体制の構築に向け、引き続き取組みを行うことになったことを確認している。
その他の方法による確認	更新あり	令和8年9月29日開催の第251回教育研究評議会で報告を行った。 令和8年9月29日開催の第427回役員会で審議を行い承認した。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則 2－2－1～原則 2－2－3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		なし。

国立大学法人ガバナンス・コード		大学の対応状況		
番号	基本原則、原則、補充原則	更新の有無	対応状況の説明	公表する資料
基本原則1	国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン・目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築 国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮することで、自らのミッションを実現し、絶えず社会の要請に応えていく必要がある。そのため、ミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略を策定し、実現に向けて自主的・自律的・戦略的に経営する体制の構築及び法人経営に必要な人材の育成を行うべきである。	有	長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」において、「持続可能な発展を導く科学」の実践を通じて「100年後にも世界で光り輝く広島大学」を実現するためのミッション、ビジョン、目標及び戦略を明確に定めるとともに、第4期中期目標期間における本学のあるべき姿を策定・公表し、ステークホルダーを含む社会に対してその方向性を示している。これらの策定に当たっては、教育研究評議会、経営協議会及び役員会における審議を経るなど、学内外の意見を反映する仕組みを整備している。 また、目標・戦略の実現に向けて、IR機能を充実させて学内外の各種データの収集・分析・可視化を行い、エビデンスに基づく大学経営を推進しているほか、中期目標・中期計画の進捗状況について評価委員会及び役員会において定期的に確認・検証を行い、その結果を目標・戦略の見直しや改善に反映する体制を構築している。 加えて、長期ビジョンを実現するため、人的資源については「学術院」において全学一元化の戦略的な教員人員配置を行い、物的資源については毎年度、本学の改革・機能強化の方針に則り戦略的な予算の重点配分を行っている。また、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮するため、学長並びに本学のミッションや特性を踏まえて配置した担当理事及び学外理事による運営体制の下、副学長、学長補佐、副理事を配置するとともに、教育研究評議会、教授会等の審議機関を設置し、自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営を実施するための体制を構築している。 さらに、こうした運営体制を将来にわたって担う経営人材を計画的に育成する観点から、部局長経験者や重要プロジェクト責任者等を副学長・副理事に登用し、大学経営に参画させることでマネジメント経験を段階的に付与している。加えて、トップマネジメント研修、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ及びフェール大学プログラム等への継続的な参加を通じて次世代の経営人材を育成しており、研修修了者を副学長及び理事として登用してきた実績を有するなど、自主的・自律的・戦略的な法人経営を持続的に推進する体制を整備している。	長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」 第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿 中期目標・中期計画・年度計画 国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について
原則1-1	【国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定】 国立大学法人は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定すべきである。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表しなければならぬ。	有	【ビジョン、目標及び具体的な戦略の策定】 ビジョン・目標・戦略： ○長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」 長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」(平成29年4月策定)において、「100年後にも世界で光り輝く広島大学」であり続けることを掲げ、新しい平和科学の理念である「持続可能な発展を導く科学」の創生を中核に据えたミッション、ビジョン、目標及び戦略を明確に定めている。本ビジョンは、人間・社会・文化・食料・環境・自然等の諸領域を包含する総合研究大学としての特性を踏まえ、「持続可能な発展を導く科学」を実現する世界的教育研究拠点の構築を全体コンセプトとし、研究・教育・社会貢献の三領域における将来像を体系的に提示している。策定に当たっては、教育研究評議会、経営協議会及び役員会における審議を経ており、学内外の意見を踏まえた合意形成のもとに確立されている。 ○第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿 第4期中期目標期間における本学のあるべき姿として、「平和を希求する大学」としての理念を再確認し、被爆地広島に立地する国立総合研究大学としての使命の下、教育・研究・社会貢献・医療・マネジメントの各機能をを通じて、自律的な機能強化と未来への投資を推進する方針を明示している。この中で、SDGsやカーボンニュートラル、Society5.0といった社会的要請への対応を含む中長期的課題に戦略的に取り組むとともに、「Town & Gown構想」に代表される地域・国際社会との共創を通じて、社会的価値の創出を図ることとしている。また、その実現に向けた具体的な方策として、中期目標・中期計画・年度計画を体系的に整備するとともに、「President 5 Initiatives for Peace Sciences」を策定し、重点事項の明確化と実行力の強化を図っている。 【実現するための道筋】 ○中期目標・中期計画・年度計画 文部科学大臣が定める6年間の中期目標に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、公表している。 ○President 5 Initiatives for Peace Sciences ー新しい平和科学(安全・安心を実現する「創る平和」)ー 新しい平和科学の理念として「持続可能な発展を導く科学」を実践する世界トップクラスの教育研究拠点の構築を通じた「第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿」の実現に向けて、重点的に取り組む5つの事項を策定し、重点事項の明確化と実行力の強化を図っている。	【ビジョン、目標及び戦略】 長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」 第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿 【実現するための道筋】 中期目標・中期計画・年度計画 President 5 Initiatives for Peace Sciencesー新しい平和科学(安全・安心を実現する「創る平和」)ー
原則1-2	【目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築】 国立大学法人は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。	有	平成29年4月に、長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」を策定し、「100年後にも世界で光り輝く広島大学」であるための今後10年間のプランと、その責務を果たすことを表明している。その成果の検証については、本学内外の様々なデータの収集、分析及び可視化を通じてエビデンスに基づく検証を行うとともに、目標・戦略を達成するための道筋である中期目標・中期計画の進捗状況について評価委員会(最終確認は役員会)において進捗状況の確認と検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備している。	長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」
補充原則1-2①	国立大学法人は、目標・戦略を実現するため、人員及び資金等の適切な資源配分等を通じ、既存の体制にとらわれず、機動的かつ戦略的に法人の目標・戦略を施策のレベルに反映し、各施策を実行に移すための体制を構築すべきである。		■人員の適切な資源配分等を通じて、各施策を実行に移すための体制を構築 平成28年4月、大学の教育研究力強化を目的とした全学一元化の教員組織である「学術院」(専門分野で分類した35ユニットで構成)を設置し、教員の所属を各研究科等から学術院に移行した。 同時に、教員の人事費管理もこれまでの研究科等単位から全学一元管理に移行し、毎年度役員会で決定する教員措置方針を踏まえ、学長の下に設置した「全学人事委員会」で教員配置の検討や選考審査を行い、配置から候補者選考までを役員会の議を経て決定する体制とした。 さらに令和元年11月からはユニットを廃止し、教育分野からなる基礎教育領域(12領域)と研究分野からなる専門領域(11領域)に再分類した。 各領域には領域長を設け、全領域長から構成する学術院会議(議長(副院長)・副学長(学術院担当))を設置し、学術院会議で配置と選考を審議する体制を整備した。 令和2年度からは、配置から候補者選考までを学術院会議及び全学人事委員会の議を経て学長が決定するガバナンス体制としている。 本学の長期ビジョンや将来構想を着実に実現する人事施策を進めていくため、長期的な観点から「第4期中期目標期間に向けた人件費管理及び人員配置の基本方針」(令和2年7月28日役員会承認)を策定し、11専門領域毎に「第4期中期目標期間の教員配置計画」を作成した。現在では、各領域の教員配置計画に基づき、部局の枠を超えて専門領域を単位に人事申請を行い、学術院会議及び全学人事委員会で全学的な視点で審議する体制を確立している。また、退職教員が出た場合の後任については、学術院が専門領域ごとに設定する「観点・指標」に基づき、退職教員のアクティビティを評価し、単純な後任補充を行わず、人件費ポイントの新規分野の開拓や強化に活用する仕組みを構築した。この「観点・指標」の基準値は、定期的に見直しを行っている。 さらに、本学教員の論文業績、外部資金等のアクティビティを見える化し、客観的な評価を行うことを可能とするために、「広島大学アクティビティモニターシステム」を令和3年7月に導入した。上記「観点・指標」の設定、「第4期中期目標期間の教員配置計画」の作成・更新等において活用し、従来のIRデータと併せて多角的な視点から戦略的な人員配置を行った。 令和5年度には、第4期中期目標期間にとらわれない長期的な方針となるよう、「第4期中期目標期間以降の人件費管理及び人員配置の基本方針」に見直しを行った。 職員人事については、令和3年度に、長期的な観点から第4期中期目標期間の職員採用計画を策定した。令和5年度以降の職員の採用を、年齢構成に極端な偏りが起こらないよう、各年度の退職者数等によらず、第4期中期目標期間の退職者数等の平均をもつて各年度の採用者数を平準化することとした。 また、本学における事業を安定的かつ継続的に推進していくため、人件費を確保し、事業の運営を担う一般職員、URA及び技術職員を確保することとした。 ■資金の適切な資源配分等を通じて、各施策を実行に移すための体制を構築 毎年度、役員会への予算案の付議に先立って、本学の改革・機能強化の方針に則り戦略的に必要となる予算の重点配分などの方針を定めた学内予算編成の基本方針を策定している。当該基本方針は、役員懇談会及び部局長等意見交換会での意見交換を経て、経営協議会及び役員会へ付議、承認を得ることとしており、当該基本方針に基づき予算を編成することで、本学の目標・戦略を実現するために必要な予算を機動的かつ戦略的に配分する体制としている。 具体的には、基幹運営費交付金対象事業費及び間接経費収入等の自己収入を財源とする学長裁量経費を、長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」の推進及び中期目標・中期計画の着実な実行のための戦略的財源と位置付け、学長のリーダーシップによる重点事業の実施や全学的な教育研究改革事業などに活用している。 また、文部科学省から予算措置される運営費交付金のうちミッション実現加速化経費(ミッション実現戦略分)を活用する事業及び法人本部が実施する全ての事業について、真に本学の機能強化に資する事業を実施するため、毎年度、ゼロベースで詳細な事業計画を作成し、役員懇談会での意見交換を経て、予算額を決定している。	広島大学人事委員会規則 広島大学学術院規則

国立大学法人ガバナンス・コード		大学の対応状況		
番号	基本原則、原則、補充原則	更新の有無	対応状況の説明	公表する資料
補充原則1-2②	国立大学法人は、大学の活動についてのデータを収集・分析し、法人の意思決定を支援するためIR(インスティテューショナル・リサーチ)機能等の充実により、目標・戦略の策定に活用すべきである。また、部局ごとの進捗状況や成果、コスト等をエビデンスベースで適切に検証し、当該検証の結果を踏まえた目標・戦略の改定や、資源配分方策の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。	有	■IR機能の充実 令和2年6月、本学内外の様々なデータの収集、分析及び可視化を行い、本学の効率的な大学運営及び意思決定を支援するための調査研究を行うこと(以下「IR」という。)に係る機能の向上及びIRの推進を目的として、IR本部を設置し、次の業務を行っている。 (1) 本学内外の様々なデータの収集、分析及び可視化に関すること。 (2) IRデータの蓄積に関すること。 (3) IRデータの公開及び提供に関すること。 (4) IRデータを用いた企画立案に関すること。 (5) IRに携わる職員の人材育成に関すること。 (6) その他IRの推進に関すること。 また、学内外から172項目のデータを蓄積し、本学独自のデータ分析ツール等を利用して目標・戦略の策定に活用している。令和3年8月には全学的にBI(Business Intelligence)ツールを導入し、利用者及び利用可能なIRデータを増やしており、令和4年10月には広島大学ファクトブックを新規公開して、IR機能を充実している。 ■目標・戦略の策定に活用、検証・結果を踏まえた目標・戦略の改定に反映させる仕組みの整備 収集・分析したデータを活用し、本学独自の目標達成型重要業績指標AKPI®(Achievement-motivated Key Performance Indicators)を設定している。本学が世界Top100になるまでの達成度のモニタリングを行っており、定期的に部局ごとの進捗状況を確認している。また、総合研究大学である本学において、さまざまな分野の教員を適切に配置するための尺度としても活用している。 検証及び当該検証の結果を踏まえた目標・戦略の改定については、データ分析ツールを用いるなどして執行部、担当部署とのデータの共有を密にしつつ検討を行い、第4期中期目標・中期計画の年度計画の策定に反映している。 ■コスト等をエビデンスベースで適切に検証、結果を踏まえた資源配分方策の見直しに反映する仕組みの整備 毎年度、学内予算編成の基本方針を定め、予算配分方法を決定する仕組みを整備している。 具体的な配分方策としては、以下のとおり。 (1) 成果を中心とする実績状況に基づく配分に係る指標、本学独自の目標到達型重要業績指標AKPI®及び教員エフォート指標BKPI®等のIRデータを活用し、部局等の教育研究活動の成果・実績に応じた戦略的資源再配分を実施している。 (2) 各理事室等が実施する法人本部事業計画予算において、前年度以前の決算状況や事業の進捗状況・成果等を踏まえ、スクラップを含め全ての事業について見直しを図り、真に必要な事業の計画を策定し、役員会において決定している。 (3) 外部資金獲得のインセンティブとして、間接経費受入相当額の22%を当該獲得教員及び部局に配分している(共同研究については15%)。また、共同研究については、持続的な共同研究の組成・大型化を推進するため、間接経費受入相当額の30%を学術・社会連携室に配分している。 (4) 施設等の一時貸付収入の60%を貸付施設の部局に対し、インセンティブとして予算配分している。	広島大学IR本部規則 広島大学ファクトブック 第4期中期目標・中期計画・年度計画
補充原則1-2③	国立大学法人は、法令に定められた大学評価を法人経営の継続的な質的向上につなげる仕組みを整備すべきである。		■大学評価を法人経営の継続的な質的向上につなげる仕組みを整備 学長の下に、本学における内部質保証の中核を担い、自己点検・評価の企画、立案及び実施、並びに国立大学法人評価及び認証評価の対応、並びにこれらの結果に基づく改善の確認を行うため、広島大学評価委員会を置き、以下の業務を処理している。 (1) 本学における内部質保証に関する基本方針の企画立案に関すること。 (2) 中期目標及び中期計画に対する意見に関すること。 (3) 年度計画の評価に関すること。 (4) 法人評価に関すること。 (5) 認証評価に関すること。 (6) 部局組織評価に関すること。 (7) 学内の各組織が実施する内部質保証に関すること。 (8) (3)から(6)までに掲げる評価及び(7)に掲げる内部質保証に係る評価の結果に基づく改善の確認に関すること。 (9) 評価に関する情報収集及び調査分析を行い、その結果に基づく基本政策を学長に提言すること。 (10) その他評価に関すること。 また、「国立大学法人評価」及び「認証評価」の結果について、教育研究評議会等へ報告し、評価結果をはじめ、他大学の事例を共有することで、法人経営の質的向上を推進している。	広島大学における内部質保証に関する規則 広島大学評価委員会規則
補充原則1-2④	国立大学法人は、目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を、公表しなければならない。		■目標・戦略の進捗状況と検証結果 目標・戦略を達成するための道筋である中期目標・中期計画について、組織目標推進シート(年度計画の進捗状況を管理するシート)を活用して、担当G等による自己点検・評価、部長等による一次評価、理事等による最終評価を行ったのち、評価委員会(最終確認は役員会)において進捗状況の確認と検証を行い、令和4年度実績分からは、評価委員会による本学独自の年度評価を実施し、評価結果を公表している(第3期中期目標期間までは、「毎年度の業務の実績に関する報告書」を作成し、本学公式ウェブサイトで公表。併せて、第三者による検証結果として、文部科学省国立大学法人評価委員会による評価結果も公表)。 ■改善に反映させた結果等 進捗状況の確認と見直しを基に改善に反映させた結果として、次年度以降の「年度計画」に反映させ公表している。	【目標・戦略の進捗状況と検証結果】 【本学独自の年度評価の結果】 【業務の実績に関する報告書】及び 【国立大学法人評価委員会による評価結果】 【改善に反映させた結果等】 【年度計画】
原則1-3	【自主的・自律的・戦略的な経営(人事、財務、施設等)及び教学運営(教育・研究・社会貢献)の体制構築】 国立大学法人は、ミッションを実現するため、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、国立大学法人法等に基づき、人的・物的資源等の戦略的な資源配分を基に経営するとともに、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営を実施するための体制を構築すべきである。		長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」を実現するため、人的資源については、「学術院」において全学一元化の戦略的な教員人員配置を行っており、物的資源については、毎年度、本学の改革・機能強化の方針に則り戦略的に必要となる予算の重点配分などの方針を定め戦略的な資源配分を行っている。また、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮するため、学長及び理事による運営体制の下、教学運営においては、副学長、学長補佐、副理事を配置するほか、教育研究評議会、教授会等の審議機関等を設置することにより、教学運営を実施するための体制を構築している。	-
補充原則1-3①	国立大学法人は、法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築すべきである。		国立大学法人法に基づき、「広島大学学則」において、重要事項を審議する役員会、経営に関する重要事項を審議する経営協議会及び教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会を設置することを規定するとともに、「広島大学役員会規則」、「広島大学経営協議会規則」及び「広島大学教育研究評議会規則」において審議事項等を規定し、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化している。また、役員会及び教育研究評議会については、原則月1回、経営協議会については、年5回開催することとしており、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。 [注]補充原則1-3⑥及び補充原則2-1-2②と関連	広島大学学則 広島大学役員会規則 広島大学経営協議会規則 広島大学教育研究評議会規則

国立大学法人ガバナンス・コード		本学の対応状況	
番号	基本原則、原則、補充原則	対応状況の説明	公表する資料
補充原則1-3⑥	国立大学法人は、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等を公表しなければならない。	■教育成果の公表 ・教育成果の公表については、学校教育法施行規則に基づく教育情報の公表の義務化に沿って、本学公式ウェブサイトにおいて「卒業生・修了者数」「就職・進学者及び就職状況」を公表している。 また、以下の各種アンケートにおいて、学生の学習成果を把握し、本学公式ウェブサイト等において公表している。 ・アンケート結果については、教育や学生サービスの改善に繋げている。 ・「学生による授業改善アンケート」：学生の声に基づく授業改善を行うため、原則、受講者が3名以上の授業科目を対象に知識の習熟度や満足度等を問う学生アンケートをターム毎に実施し、その結果を本学公式ウェブサイトにおいて、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 ・「学生課程教育卒業時・大学院課程教育修了時アンケート」：教育の質保証及び学生支援の改善と充実に資するため、毎年度卒業及び修了予定者を対象に、実際に本学で教育及び学生支援を受けた学生に対してアンケートを実施し、意見を集約している。アンケート結果については、本学公式ウェブサイトにおいて、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 ・「学生生活実態調査」：学生生活の現状や学生支援の満足度などを把握し、学生サービスの改善につなげるため、2年に1度、学生アンケートを実施し、その結果及びアンケートで寄せられた学生の声に対する大学の対応状況を、学生向け情報ポータルサイト「もみじTop」において、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 ・「卒業（修了）生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査」：今後の教育・研究の改善に活かすため、卒業（修了）後5年経過した卒業（修了）生を対象に、本学での学びや学生生活がどの程度社会人となつて役立っているかを問うアンケートを実施し、その結果及びアンケートで寄せられた卒業（修了）生の声に対する大学の対応状況を、本学公式ウェブサイトにおいて、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 ・「就職先等からの意見聴取」：教育改善への参考とするため、多くの学生が採用されている企業を対象に、アンケート調査を実施し、本学公式ウェブサイトにおいて、誰でも閲覧可能な状態で公開している。	「卒業生・修了者数」の公表 「就職・進学者及び就職状況」の公表 「学生の教育や学生サービス満足度」の公表 「学生による授業改善アンケート」 「学士課程教育卒業時・大学院課程教育修了時アンケート調査」 「学生生活実態調査」 「卒業（修了）生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査」 「就職先等からの意見聴取」
		■研究成果の公表 本学公式ウェブサイトにおいて、「研究」に関するカテゴリを設け、本学に所属する研究者に関わる研究活動の情報を広く知っていただくための「研究者総覧」、本学構成員の作成した学術成果物を保存し、無償で広く公開している「広島大学学術情報リポジトリ」など、研究成果を広く公表している。	広島大学研究者総覧 広島大学学術情報リポジトリ
		■経営及び教学運営に係る権限と責任の体制の公表 国立大学法人法に基づき、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制について、以下のとおり規定するとともに、本学公式ウェブサイトにおいて公表している。 学長について、広島大学学則第20条第1項において、「学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理すると」と規定するとともに、広島大学役員規則第2条において、「学長は、校務をつかさどり、職員を統管するとともに本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理すると」と規定している。 理事について、広島大学学則第20条第3項において、「理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う」、広島大学役員規則第5条において、「それぞれ主として次に掲げる職務分担その他学長が特に命ずる事項について学長を補佐し、その業務を掌理する」と権限と責任を規定するとともに、「広島大学の理事及び副学長の職務内容について」において具体的な職務内容を規定している。 副学長について、広島大学学則第22条において、「教育、研究その他必要な分野に関して学長を補佐するため、又は命を受けて校務を担当する」、広島大学副学長に関する規則で権限と責任を規定するとともに、「広島大学の理事及び副学長の職務内容について」において具体的な職務内容を規定している。	広島大学学則 広島大学役員規則 広島大学の理事及び副学長の職務内容について 広島大学副学長に関する規則 広島大学学長参与規則 広島大学学長補佐規則 広島大学副理事規則
		この他にも学長参与は、本学の運営又は経営に関し調査等を行い学長に意見具申するとともに、本学の教育研究における特定の分野について必要な助言及び指導を行うこと、学長補佐は、学長が権限を行使する業務のうち、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行うこと、学長特命補佐は、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行うこと、学長特任補佐は、学長の諮問に応じ、資料収集及び調査を行い、意見を具申すること、副理事は、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐することをそれぞれ広島大学学長参与規則、広島大学学長補佐規則、広島大学副理事規則において規定している。 さらに、「広島大学学則」において、重要事項を審議する役員会（第24条）、経営に関する重要事項を審議する経営協議会（第25条）及び教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会（第26条）を設置することを規定するとともに、「広島大学役員会規則」、「広島大学経営協議会規則」及び「広島大学教育研究評議会規則」において審議事項等を規定している。	広島大学役員会規則 広島大学経営協議会規則 広島大学教育研究評議会規則
		[注]補充原則1-3-1①、補充原則2-1-2①、原則2-1-3、補充原則2-1-3①と関係	
		■総合的な人事計画の公表 人事方針として、以下のとおり定め公表している。 ・性別や国籍、年齢や障がいの有無等にかかわらず、国内外から優秀で多様な人材を確保するため、本学の教育・研究力の向上と多様な人材の確保の観点から、教員は学術院の各専門領域別に作成した「第4期中期目標期間の教員配置計画」に基づいた人事申請を学術院会議及び人事委員会が審議し、若手・女性・外国人等教員の計画的な雇用を含む人員配置を決定する。職員は、長期的な観点から「第4期中期目標期間の職員採用計画」により、令和5年度以降の職員の採用を年齢構成に極端な偏りが起こらないよう、各年度の退職者数等によらず、第4期中期目標期間の退職者数等の平均をもって各年度の採用者数を平準化する。また、障がいを有する教職員が働きやすい環境を構築するとともに、計画的な雇用を行う。 ・優秀かつ多様なバックグラウンドを持つ人材を確保するため、年俸制、デュアルトラック制度及びクロスアポイントメント制度について、継続的に見直しつつ効果的に活用する。 ・65歳までの定年延長を含めた高齢者雇用制度、妊娠・出産・子育て・介護に係る環境を整備（男性の育児休業促進・休日勤務における育児支援・介護制度利用促進等）するなど、教職員のワークライフバランスを高めるため、継続的に人事に関する制度を見直し、教職員が制度を活用しやすい環境を整備する。 以上に加え、以下のことを定めている。 ・教員人事については、学長のリーダーシップによる教員人事の全学一元管理のもと、分野の特性を考慮した「第4期中期目標期間中の教員配置計画」により戦略的・計画的な人事を行っている。なお、教員人件費ポイント使用状況及び教員の現員・促進区分達成状況を毎月の役員会で報告し、継続的なモニタリングを実施している。 ・令和5年度には、第4期中期目標期間にとらわれない長期的な方針となるよう、「第4期中期目標期間以降の人件費管理及び人員配置の基本方針」の見直しを行い、若手・女性・外国人等教員の計画的な雇用に向けた中長期的な目標値を設定した。 ・教員の適切な年齢構成の実現の観点から、優秀な若手人材の確保・育成に努めるため、平成31年度から開始している「育成助教」の雇用を継続するとともに、育成助教の前段階である博士課程後期修了直後やポストドク時期の若手研究者を対象とした「選抜助教」の雇用を令和5年度から新設した。博士課程修了者が、選抜助教、育成助教、デュアルトラック助教を経てデュアル准教授に至る、本学でのアカデミアキャリアパスを可視化した。 ・令和6年2月から、研究者としてのキャリアを形成していくためのさまざまなサポートについて整理し、研究者育成に関する広島大学の取組を包括した「SPARK！Plan」を公表し、学内外に広報を行った。 ・女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画（第3期：令和8～11年度）を策定し、「女性教員の割合を22％程度及び女性管理職の割合を30％程度にすること」を目標として掲げている。 ・職員人事については、本学における事業を安定的かつ継続的に推進していくため、人件費を確保し、事業の運営を担う一般職員、URA及び技術職員を確保することとした。	第4期中期目標・中期計画・年度計画 役員会議事要録 SPARK！Plan 女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画（第3期） 次世代育成支援対策推進法に基づく広島大学の行動計画（第6期） 国立支援のための制度一覧（休暇、労働時間、休業編）
		[注]補充原則1-3-③と関連	

国立大学法人ガバナンス・コード		本学の対応状況		
番号	基本原則、原則、補充原則	更新の有無	対応状況の説明	公表する資料
			■中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果の公表 文部科学大臣が定める第4期中期目標の達成に向け、予算、収支計画、資金計画などの中期的な財務計画を策定し、第4期中期計画の中で公表するとともに、同計画に「自己収入・外部資金収入額(附属病院収入除く)を、令和2年度実績(国や地方公共団体の補正予算及び予備費による新型コロナウイルス感染症に係る外部資金受入実績、施設整備に用途が限定された大型寄附金の受入実績を除く)から、10%増加させる」旨を掲げている。 教育研究の費用及び成果等については、財務諸表における附属明細書及び事業報告書において、学部・研究科別の業務損益や教育研究等の成果・実績等について開示していることに加え、令和4年度から、本学の特色や強み・ビジョン・取組などの非財務情報と財務情報を有機的に組み合わせた統合報告書を発行している(平成17年度から令和3年度までは『広島大学財務報告書』を作成・公表)。 令和4年10月から、広島大学ファクトブックの公開を行っており、令和5年3月、令和5年10月、令和6年3月、令和6年10月に公開項目を追加している。 さらに、第4期中期目標期間において、本学の教育研究力を一層強化し、長期ビジョンや将来構想を着実に実現していく人事施策を進めていくため、人件費管理及び人員配置の基本方針を策定している。 [注]補充原則1-3④及び補充原則4-1③と関連	第4期中期目標期間以降の人件費管理及び人員配置の基本方針について 第4期中期目標・中期計画・年度計画 財務諸表(附属明細書)及び事業報告書 広島大学統合報告書 広島大学財務報告書 広島大学ファクトブック
原則1-4	【長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成】 国立大学法人は、社会に対して継続的に役割を果たしていけるよう、経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、長期的な視点に立って、確保するとともに計画的に育成すべきである。		法人運営を担う役員に、本学のミッションや特性を踏まえた上で、戦略的な経営資源の獲得及び配分等の実現のために必要な担当理事6名を配置するとともに、2名の学外の非常勤理事を配置し、外部からの経営的視点を持った人材を含めた構成としている。任命に当たっては、広島大学役員規則に基づき、学長が能力を備えた者を選任している。 また、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ(国立大学協会主催:平成30年度～)及びイエール大学プログラム(大学支援フォーラムPEAKS/内閣府主催:令和3年度～)に中堅教授層から次代を担いとうと学長が判断する者を毎年度参加させることで早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、理事等に登用し、研修終了後には報告会を開催の上、学内の情報共有を図っている。 [補充原則1-4-① 再掲]	広島大学学則 広島大学役員規則 広島大学の理事及び副学長の職務内容について 国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について
補充原則1-4①	国立大学法人は、その法人経営を担う役員(監事を除く。)に、国内外の高等教育・学術研究の動向を把握し、各国立大学法人のミッションや特性を踏まえた上で、戦略的な経営資源の獲得及び配分、これらの実現のための体制整備などを実施する能力を備えた人材を育成・確保すべきである。		法人運営を担う役員に、本学のミッションや特性を踏まえた上で、戦略的な経営資源の獲得及び配分等の実現のために必要な担当理事6名を配置するとともに、2名の学外の非常勤理事を配置し、外部からの経営的視点を持った人材を含めた構成としている。任命に当たっては、広島大学役員規則に基づき、学長が能力を備えた者を選任している。 また、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ(国立大学協会主催:平成30年度～)及びイエール大学プログラム(大学支援フォーラムPEAKS/内閣府主催:令和3年度～)に中堅教授層から次代を担いとうと学長が判断する者を毎年度参加させることで早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、理事等に登用し、研修終了後には報告会を開催の上、学内の情報共有を図っている。 [補充原則1-4-① 再掲]	広島大学学則 広島大学役員規則 広島大学の理事及び副学長の職務内容について 国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について
補充原則1-4②	国立大学法人は、その法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅、管理職・部長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。 また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。		第344回役員会(令和3年7月28日開催)において、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針として「国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について」を策定し、これを公表している。 (方針内容) (教員) 学内の多様な役職を経験させるとともに、法人経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させることにより、法人経営を担う人材を育成する。例えば、次代の法人経営を担いとうる教員を、早い段階から副理事及び学長特任補佐等に登用し、学長又は理事が出席する会議に参画する機会を与え、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成することにより、大学運営に関する重要事項の企画立案等に携わらせ、法人経営の一端を経験させることを通じた能力の開発を行う。リーダーシップやマネジメントに関する国内外の研修を通じて、法人経営を担うために必要な能力の開発や向上を図る。 (職員) 職員のキャリアパスを通じ、多様な業務を経験させることにより、業務知識・スキルの向上を図り、法人経営に貢献する人材を育成する。例えば、複数の業務分野や他機関での幅広い経験や研修等を通じてマネジメント能力の醸成を図るほか、職位及び年齢に関係なく、意欲及び能力の高い者を管理職等に積極的に登用する。 なお、同方針において、「採用後、原則6年間で育成期間と位置づけ、その間3つの業務分野を異動することにより、幅広く経験を積ませる。その育成期間中の全ての職員に、文部科学省、日本学術振興会、科学技術振興機構、東広島市等の関係機関において、国や研究機関、地方自治体の政策に直接関わる業務を経験させることにより、早期に法人経営に必要な能力の開発や向上を図る。」ことを規定していることから、第4期中期目標期間中において毎年度10人前後の派遣を実施する研修計画を策定した。 また、本学における事業を安定的かつ継続的に推進していくため、人件費を確保し、事業の運営を担う一般職員、URA及び技術職員を確保することとした。	国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について

国立大学法人ガバナンス・コード		本学の対応状況		
番号	基本原則、原則、補充原則	更新の有無	対応状況の説明	公表する資料
基本原則2	法人の長の責務等 国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。そのために、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能強化を図るべきである。	有	国立大学法人法に基づき、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置することを「広島大学学則」に定めている。これらの会議は定期的に開催し、学長のリーダーシップによる迅速・的確な意思決定を可能とする体制により、本学の機能強化を図っている。 ・役員会：本学の重要事項の審議 ・経営協議会：経営に関する重要事項の審議 ・教育研究評議会：教育研究に関する重要事項の審議	広島大学学則
2-1 法人の長の責務				
原則2-1-1	【中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有】 法人の長は、国立大学法人のミッションを踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の一体的な中長期的ビジョンを策定し、教職員に対して、ビジョンの丁寧な説明、共有を通じ、構成員の理解を得るとともに、意欲と能力を最大限に引き出すべきである。また、所属する教職員のみならず、学生や卒業生等にもビジョンを発信すべきである。		■中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有 平成29年4月に、長期ビジョンである「SPLENDOR PLAN 2017」を策定し、「100年後にも世界で光り輝く広島大学」であるための今後10年間のプランと、その責務を果たすことを表明し、令和4年1月には、第4期中期目標期間において本学が進むべき方向性をステークホルダーを含む社会に対して明確に示すものとして「第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿」を策定し、本学公式ウェブサイト、教職員向けポータルサイト（いろは）、学生や卒業生には広報誌（HU-plus）などで情報発信している。 [注]補充原則2-1-2③と関連	長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」 第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿
原則2-1-2	【法人の長のリーダーシップ】 法人の長は、我が国の教育研究の要である国立大学を設置し、管理する国立大学法人を代表する者であり、当該国立大学の教育研究の成果が最大化されるよう、リーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて法人経営を行うべきである。		学長が、リーダーシップを十分に発揮し、本学の教育研究の成果が最大化されるよう学長の役割を、広島大学学則第20条「学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する」に規定するとともに公表している。また、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の法定会議を設置し、学長の意思決定を支える体制を整備している。さらに、経営協議会学外委員からの意見に加え、地域懇談会で保護者からの意見を伺い、部局教授会での意見交換及びオフィスアワーにより教職員、学生からの意見を聴取し、各関係者からの期待を踏まえて法人経営を行っている。	広島大学学則 経営協議会 保護者向け懇談会
補充原則2-1-2①	法人の長は、国立大学を設置する法人の代表者であることを深く自覚し、その職責を十分に理解した上で、法人の業務全般に関する決定権を行使すべきである。		学長が、リーダーシップを十分に発揮し、本学の教育研究の成果が最大化されるよう学長の役割を、広島大学学則第20条「学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する」に規定するとともに公表している。また、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の法定会議を設置し、学長の意思決定を支える体制を整備している。さらに、経営協議会学外委員からの意見に加え、地域懇談会で保護者からの意見を伺い、部局教授会での意見交換及びオフィスアワーにより教職員、学生からの意見を聴取し、各関係者からの期待を踏まえて法人経営を行っている。	広島大学学則 広島大学役員規則
補充原則2-1-2②	法人の長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを十全に発揮して国立大学法人の経営を行うべきである。		■経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重しつつ、リーダーシップを十全に発揮して国立大学法人の経営を行うべき 役員会（原則月1回）、経営協議会（年5回）及び教育研究評議会（原則月1回）を、定期的に開催し、審議を経た上で意思決定している。また、学長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者（例：役員会：副学長、学長参事、学長補佐、経営協議会：副学長、学長参事、学長補佐、学長特命補佐、部局長、副理事、部長、教育研究評議会：学長参事、学長補佐、学長特命補佐、副理事、部長陪席）を出席させ、多様な意見を聴取している。 [注]補充原則1-3①と関連	広島大学役員会規則 広島大学経営協議会規則 広島大学教育研究評議会規則
補充原則2-1-2③	法人の長は、ミッションやその実現のためのビジョン、目標・戦略、また実際の取組や成果・課題等の情報を、学内外に積極的に発信するなどにより、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得るよう努めるべきである。		■情報を積極的に配信する等により、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得るよう努めるべき 平成29年4月に、長期ビジョンである「SPLENDOR PLAN 2017」を策定し、「100年後にも世界で光り輝く広島大学」であるための今後10年間のプランと、その責務を果たすことを表明し、令和4年1月には、第4期中期目標期間において本学が進むべき方向性をステークホルダーを含む社会に対して明確に示すものとして「第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿」を策定し、本学公式ウェブサイト、教職員向けポータルサイト（いろは）、学生や卒業生には広報誌（HU-plus）などで情報発信している。これらのビジョン及びビジョン実現のための目標・戦略、実際の取組や成果・課題を記載した中期目標、中期計画、年度計画、「President 5 Initiatives for Peace Sciences—新しい平和科学（安全・安心を実現する「創る平和」）—」及び本学独自の年度評価の結果は、本学公式ウェブサイト、部局構成員には学長による部局訪問、学長メッセージなどで発信し、大学への理解と支持を得られるよう努めている。 [注]原則2-1-1と関連	長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」 第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿 中期目標・中期計画・年度計画 President 5 Initiatives for Peace Sciences—新しい平和科学（安全・安心を実現する「創る平和」）— 本学独自の年度評価の結果
原則2-1-3	【ビジョン実現のための執行体制の整備】 法人の長は、ビジョンを実現するために、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備すべきである。また、法人の長は原則1-4で示した「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行うべきである。さらに、各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表しなければならない。	有	■学長の意思決定や業務執行をサポートする体制の整備 学長の意思決定や業務執行をサポートする体制として、学長自らが、理事、上席副学長、副学長、学長参事、学長補佐、学長特命補佐、学長特任補佐、副理事、特別顧問及び学術顧問を学内外から業務に応じた適任者を選任し、それぞれの職責に応じたミッションを命じている。 （令和8年6月1日現在：理事8名、上席副学長1名、副学長13名、学長参事2名、学長補佐1名、学長特命補佐2名、副理事11名、特別顧問5名、学術顧問4名） ■長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取組 役員、管理職、中堅等の各階層向けに経営人材を育成するための研修体系を公表し、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（国立大学協会主催：平成30年度～）及びイェール大学プログラム（大学支援フォーラムPEAKS/内閣府主催：令和3年度～）に中堅教授層から次代を担いとうと学長が判断する者を毎年度参加させることで早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、理事等に登用している。 また、研修終了後には報告会を開催し、学内の情報共有を図っている。 [注]原則1-4-②と関連 ■各補佐人材の責任・権限等の明確化とその公表 理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。副学長は、教育、研究、その他必要な分野に関して学長を補佐するため、又は命を受けて校務を担当するとしている。 理事、副学長の職務分担は「広島大学の理事及び副学長の職務内容について」において定めている。 また、学長参事は、本学の運営又は経営に関し調査等を行い学長に意見を具申するとともに、本学の教育研究における特定の分野について必要な助言及び指導を行うこと、学長補佐は、学長が権限を行使する業務のうち、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行うこと、学長特命補佐は、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行うこと、学長特任補佐は、学長の諮問に応じ、資料収集及び調査を行い、意見を具申すること、副理事は、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐することを各規則で定めている。 [注]補充原則1-3②と関連	広島大学役員規則 広島大学副学長に関する規則 広島大学学長参事規則 広島大学学長補佐規則 広島大学副理事規則 広島大学特別顧問規則 広島大学学術顧問規則 国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について 広島大学学則 広島大学役員規則 広島大学副学長に関する規則 広島大学学長参事規則 広島大学学長補佐規則 広島大学副理事規則 広島大学の理事及び副学長の職務内容について

国立大学法人ガバナンス・コード		本学の対応状況		
番号	基本原則、原則、補充原則	更新の有無	対応状況の説明	公表する資料
			■ 予算戦略配分 自らのミッションに基づき、自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導するため、毎年度定める学内予算編成の基本方針に基づき、成果を中心とする実績状況に基づく配分に係る指標、AKPI®及びBKPI®等のIRデータを活用し、部局等の教育研究活動の成果・実績に応じた戦略的資源再配分を実施している。 また、学長裁量経費を学長のリーダーシップによる重点事業の実施や全学的な教育研究改革事業などに活用している。学長裁量経費の配分に当たっては、事後に適切な検証が可能となるよう、全ての事業において計画時に原則として定量的な評価指標を設定し、全事業を学長自らが決定している。事業完了後は予め設定した評価指標や成果等を踏まえた学長による評価を実施している。事業の評価結果は役員会へ報告するとともに、全構成員に広く公表することにより、透明性と公平性を確保しているほか、次年度以降の予算配分の決定にも活用している。	-
2-2 運営方針会議の責務 ※運営方針会議を設置する法人のみ該当（本学は該当しない）				
原則2-2-1	【運営方針委員の任命】 運営方針会議は、多様なステークホルダーからの長期的な信頼・支持を得るために必要な、法人の大きな運営方針の継続性・安定性の確保を図るために、運営方針事項（法人の中期目標についての意見、中期計画の作成又は変更並びに財務			
補充原則2-2-1①	運営方針会議を置く国立大学法人は、運営方針会議が原則2-2-1にいう運営方針事項を決議により決定するという役割に鑑み、運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由を公表しなければならない。			
補充原則2-2-1②	運営方針会議を置く国立大学法人は、国立大学法人の運営にあつては幅広く多様な関係者の意見も踏まえることが重要であることから、運営方針委員の選任等にあたっては、委員の構成の多様性にも留意すべきである。			
原則2-2-2	【運営方針会議の適切な運営】 運営方針会議は、法人に置かれている他の会議体（役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議）の権限・役割や他の会議における議論の状況を踏まえつつ、原則2-2-1にいう運営方針事項について十分な議論を行って			
補充原則2-2-2①	運営方針会議は、原則2-2-1にいう運営方針事項を決議により決定するという役割に鑑み、その審議事項が大学の教育・研究の内容や方法といった、日々の具体の業務への過度な介入などのマイクロマネジメントにわたることがないように運営すべきである。			
補充原則2-2-2②	運営方針会議を置く国立大学法人は、運営方針会議に学外から参画する委員に対し、的確な判断が可能となるよう、教育・研究やその成果を活用した社会貢献及びこれらの活動を支える人事・財務状況等についての現状・課題等について十分な説明機会を確保すべきである。			
原則2-2-3	【運営方針会議の透明性の確保】 運営方針会議を置く国立大学法人は、運営方針会議が原則2-2-1にいう運営方針事項を決議により決定する等の重要な役割を果たすことに鑑み、議事録を公表するなど、審議における透明性の確保に努めるべきである。			
2-3 役員会の責務				
原則2-3-1	【法人経営に係る重要方針の十分な検討】 国立大学法人の役員会は、国立大学法人の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保すべきである。 また、役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しなければならない。	有	広島大学学則第20条第2項において、学長は、次の重要事項について意思決定するときは、第24条に定める役員会の議を経なければならないと定めており、役員会は、毎月定例開催するとともに、必要に応じて適宜開催（令和7年度は14回）し、重要事項について十分な検討・討議を行うことで、学長の迅速な意思決定を支えている。 ① 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項 ② 法人法により文部科学大臣の認可又は承認(同法第13条の2第1項及び第17条第7項の承認を除く。)を受けなければならない事項 ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ④ 研究科、専攻その他本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ⑤ 学則その他本学の管理運営上重要な諸規則の制定又は改廃に関する事項 ⑥ その他役員会が定める重要事項 また、重要事項については、学長を議長とし理事、副学長、学長参与を構成員とした役員懇談会において十分に検討を行った上で、教育研究評議会においては部局長、経営協議会においては学外委員と審議を行い、役員会に付議することとしている。 なお、役員会の議事要録については、本学公式ウェブサイト上にて公表している。	広島大学学則 役員会議事要録
原則2-3-2	【役員会によるガバナンス機能の最大限の発揮】 役員会は、適時適切な開催、審議により、法人の長が国立大学法人法で定める事項に係る意思決定を迅速かつ的確に行うことができるようにすることで、国立大学法人のガバナンス機能を最大限発揮させるべきである。		本学の役員会は原則として月1回開催することとしているが、学長が必要と認めたときは、臨時に役員会を開催（令和7年度は14回）し、迅速な意思決定を的確に行っている。	広島大学役員会規則
補充原則2-3-2①	役員会は、法人の長による意思決定が迅速・的確に遂行されるよう、法人の長が定める法人の運営・経営戦略や大学の教育研究の質の向上等の方向性を踏まえ、その実現に向けた実行方策や責任等を明確にすることを支えるべきである。	有	役員会の構成員である理事は、本学の課題、ビジョン、目標・戦略などの運営の情報共有を図るため、毎月2回学長、理事とのランチミーティングを開催し、その他にも理事間の情報共有を図る理事ミーティングも月2回程度開催し、本学の運営・経営戦略や大学の教育研究の質の向上等の方向性等について十分な意思疎通を図っている。その共通理解に基づき、役員会は、法人の長による意思決定が迅速・的確に遂行されるよう、法人の運営・経営戦略等を踏まえ、その実現に向けた実行方策や責任等を明確にすることを支えている。	-

国立大学法人ガバナンス・コード		本学の対応状況		
番号	基本原則、原則、補充原則	更新の有無	対応状況の説明	公表する資料
基本原則3	基本原則3、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備 国立大学法人は、自主的・自律的・戦略的な経営を可能とするため、経営協議会、教育研究評議会における審議を充実させるとともに、学長選考・監察会議における法人の長の選考及び厳格な評価の実施、監事による監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・強化等の適切な法人経営を支える体制を工夫すべきである。	有	経営協議会の役割を踏まえ経営協議会の学外委員に係る選考方針に基づいた委員の選任を行うとともに、学外委員からの意見をいただくための意見交換会を設定するなど、運営方法の工夫を行い、経営協議会の審議を活性化させている。 教育研究評議会の構成員には、部局長、全国共同利用施設の長及び共同利用・共同研究拠点に認定されている学内共同教育研究施設の長を入れており、教育研究を直接担当する幅広い学内関係者の意見を教学運営に反映させている。 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たり、教育研究評議会及び経営協議会学外委員に対し学長候補者として適任である者(以下「学長候補適任者」という。)の推薦を求め、教育研究評議会及び経営協議会学外委員は3人以内の学長候補適任者を順位を付さず学長選考・監察会議に推薦を行う。学長選考・監察会議は、推薦された学長候補適任者に対し、個別面接を行い、選考資料及び個別面接の結果を参考に総合的に判断し、主体的に学長候補者を決定することとしている。 監事は、役員会、教育研究評議会、経営協議会、学長選考・監察会議その他重要な会議に出席し、ガバナンス体制・内部統制システム等の整備・運用状況を確認し、改善すべき点があれば指摘し、必要と認めるときは説明を求め、意見を述べている。さらに、必要に応じて書面及び担当責任者へのヒアリング等によって監査を行う等、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行し、より効果的・明示的に牽制機能を果たすための体制を整備している。	-
3-1 経営協議会				
原則3-1-1	【原則3-1-1 経営協議会における審議の充実】 経営協議会は、国立大学法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるための会議体である。このため、その役割を踏まえ明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定をはじめ、審議を活性化させるため運営方法を工夫すべきである。		経営協議会の役割を踏まえ経営協議会の学外委員に係る選考方針に基づいた委員の選任を行うとともに、審議を活性化させるため、審議事項について事前に説明を行うとともに、学外委員からの意見をいただくための意見交換会を設定するなど、運営方法の工夫を行い、経営協議会の審議を活性化させている。	経営協議会の学外委員の選考方針
補充原則3-1-1①	国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。	有	■学外委員の選考方針の明確化とその公表 広島大学経営協議会規則第2条第1項において経営協議会の組織を規定しており、第3号で「役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの」と規定するとともに、学外委員の選考方針を定め、公表している。 ■議題の設定など運営方法の工夫について公表 経営協議会の議題については、中期目標・中期計画関係、当初予算・決算関係、組織整備及び給与等の規則の改正等、その時々での経営課題に応じて適切な議題を設定し、会議当日に活発な議論を行うことができるように、学外委員に対しては事前に個別説明の機会を設けるなど、経営協議会の議論が活性化するように運営上の工夫を行っている。 また、多くの学外委員が出席可能となるよう、会議日程を予め年間を通じて設定するとともにオンライン及び対面のハイブリット式にて開催している。 さらに、本学の運営や大学改革の推進等について、高い知見と多様な経験をもつ経営協議会学外委員から様々な意見や提案を頂き本学の機能強化に活かすため、経営協議会当日に経営協議会とは別に意見交換会を設定し、様々な意見をいただき、大学運営に反映させる仕組みを整備するとともに、経営協議会及び意見交換会において指摘のあった事項は年度単位でとりまとめ、本学の対応状況とともに本学公式ウェブサイトにて公表している。 (テーマ:例) 「ステークホルダーとのエンゲージメント強化等に向けた広島大学校友会の取組について」、「平和学長会議の将来的な方向性について」等 また、部局組織評価(各部局の自己点検・評価)において、経営協議会学外委員に参画いただき、部局長とのヒアリング、学生や教職員との各年度のテーマに応じた意見交換を通じて、助言及び課題改善のための指摘を行っていただいている。	広島大学経営協議会規則 経営協議会の学外委員の選考方針
			■産業界や関係自治体等から適任者の参画 令和8年5月1日現在の経営協議会の10名の学外委員は、産業界、医療界、教育界といった幅広い分野から選任しており、グローバル化の観点から外国出身の委員も参画している。	-
			■国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫 経営協議会に副学長、部局長等を陪席させ、学外委員の多様な意見を学長・執行部とともに情報共有している。また、経営協議会等での学外委員からの意見に対する本学の対応状況について、毎年度の会議で報告するとともに、本学公式ウェブサイトで公表している。	-
補充原則3-1-1②	国立大学法人は、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう、自大学の強み(教育・研究等)についての情報はもとより、課題についても提示することなどを通じ、十分な現状理解が得られるよう努めるべきである。	有	経営協議会、意見交換会の他に、部局の特徴・特色を伸ばすとともに課題の改善に結びつけることを目的として、経営協議会学外委員と部局長とのヒアリングの場を設け、部局の取組に対して優れた点や改善点について指摘をいただいている。また、経営協議会学外委員と学生・教職員との各年度のテーマに応じた意見交換の場を設け、助言及び課題改善のための指摘をいただいている。 令和7年度の意見交換会テーマ「広島大学の魅力を高め、伝えるためには」	-
3-2 教育研究評議会				
原則3-2-1	【原則3-2-1 教育研究評議会における審議の充実】 教育研究評議会は、国立大学法人が設置する国立大学における教育研究の質の向上を図り、国立大学の教育・研究・社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、国立大学法人の経営方針を踏まえ、その設置する国立大学における教育研究を直接担当する者の意見を教学運営に反映させ、法人の長の意思決定に資する審議を行うための会議体であり、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営上の工夫をすべきである。		■他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営上の工夫をすべき 広島大学学則第26条で「本学に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。」と規定し、広島大学教育研究評議会規則において審議事項を定め、他の会議体との役割分担を明確にしている。 教育研究評議会の構成員には、部局長、全国共同利用施設の長及び共同利用・共同研究拠点に認定されている学内共同教育研究施設の長を入れており、教育研究を直接担当する幅広い学内関係者の意見を教学運営に反映させている。 教育研究評議会の運営に当たっては、会議構成員の評議員に会議資料を事前にオンラインで参照できるようにしており、審議事項に十分な時間が確保できるよう工夫している。	広島大学教育研究評議会規則
3-3 学長選考・監察会議				
原則3-3-1	【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】 学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像(資質・能力等)に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。		「学長候補者の資格」を「人格が高潔で、学識が優れ、大学における教育・研究・社会貢献活動を当該学長候補者が示すビジョンに沿って適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」と学長選考規則に規定するとともに、学長選考・監察会議において「望ましい学長像」を定め、学長に求められる人物像(資質・能力等)に関する基準を明らかにしている。また、学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たり、教育研究評議会及び経営協議会学外委員に対し学長候補者として適任である者(以下「学長候補適任者」という。)の推薦を求め、教育研究評議会及び経営協議会学外委員は3人以内の学長候補適任者を順位を付さず学長選考・監察会議に推薦を行う。学長選考・監察会議は、推薦された学長候補適任者に対し、個別面接を行い、選考資料及び個別面接の結果を参考に総合的に判断し、主体的に学長候補者を決定することとしている。	広島大学学長選考規則 望ましい学長像

国立大学法人ガバナンス・コード		本学の対応状況		
番号	基本原則、原則、補充原則	更新の有無	対応状況の説明	公表する資料
補充原則 3-3-1 ①	学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。	有	広島大学学長選考規則第5条第1項において、「学長候補者の資格」を「人格が高潔で、学識が優れ、大学における教育・研究・社会貢献活動を当該学長候補者が示すビジョンに沿って適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」と規定するとともに、学長選考・監察会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、同項の規定に基づき「望ましい学長像」を定め、提示している。また、広島大学学長選考規則第2条において学長候補者の選考機関は学長選考・監察会議と定め、その選考に当たっては、第11条において「学長選考・監察会議は、選考資料及び個別面接の結果を参考に総合的に判断し、学長候補者を決定する。」と規定しており、自らの権限と責任のもと行う選考方法をとっている。さらに、広島大学学長選考規則第12条第2項により、学長選考・監察会議は、「学長候補者の氏名、選考理由及び選考経過を学長又はその代理人に報告するとともに、公表することとしており、次期学長候補者決定後、直ちに記者会見を行うとともに、選考結果、選考過程及び選考理由を選考基準とともに、本学公式ウェブサイトで公表している。	広島大学学長選考規則 望ましい学長像 広島大学学長候補者の決定について
補充原則 3-3-1 ②	法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。		広島大学学長選考規則第12条第2項により、学長選考・監察会議は、「学長候補者の氏名、選考理由及び選考経過を学長又はその代理人に報告するとともに、公表することとしており、次期学長候補者決定後、直ちに記者会見を行うとともに、選考過程及び選考理由をできる限り具体的に本学公式ウェブサイトで公表している。	広島大学学長候補者の決定について
補充原則 3-3-1 ③	学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。	有	広島大学長の任期及び再任の可否について、令和4年1月27日から「学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き12年を超えて在任することはできない。」と定め、本学公式ウェブサイトで公表しており、学長選考・監察会議における議論を踏まえ、安定的にリーダーシップを発揮することができる期間を設定している。また、その理由については、「学長の任期について(令和3年12月7日広島大学学長選考会議)」を本学公式ウェブサイトで公表している。	広島大学役員規則 学長の任期について
原則3-3-2	【原則3-3-2 法人の長の解任のための手続の整備】 学長選考・監察会議は、法人の長の選考を行うとともに、法人の長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても法人の長の解任を文部科学大臣に申し出る役割も有する。このため、学長選考・監察会議は、予め法人の長の解任を申し出るための手続について整備し、公表しなければならない。		広島大学学長選考規則第14条に解任申出の理由、第15条に解任申出の審議及び決定の手続を規定し、公表している。 第14条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当する場合は、文部科学大臣に学長の解任を申し出るものとする。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反があるとき。 (3) 職務の執行が適当でなため、本法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認めるとき。 (4) その他学長たるに達しないとき。 第15条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかにより、学長の解任について理由を付して請求があった場合は、速やかに審議するものとする。 (1) 経営協議会委員の3分の2以上の連署による請求があったとき。 (2) 教育研究評議会評議員の3分の2以上の連署による請求があったとき。 2 前項に定めるもののほか、学長選考・監察会議は、前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認める場合には、審議を行うものとする。 3 学長選考・監察会議は、前2項の審議に当たり、学長から意見陳述の要請があった場合には、速やかにその機会を設けなければならない。 4 前項に定めるもののほか、学長選考・監察会議は、第1項の審議を行うに当たっては、経営協議会から学長解任の請求があった場合には教育研究評議会に対して、教育研究評議会から学長解任の請求があった場合には経営協議会に対して、それぞれ意見を求め、第2項の審議を行うに当たっては、経営協議会及び教育研究評議会の意見を求めなければならない。 5 学長選考・監察会議は、文部科学大臣に対する学長解任の申出を決定した場合は、その旨を学長に通知するとともに、職員に周知するものとする。	広島大学学長選考規則
原則3-3-3	【原則3-3-3 法人の長の業務執行に関する厳格な評価】 学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これにより、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにすることなく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。		学長選考・監察会議は、学長の選任後も学長の業務が適切に執行されているか、業務執行状況の確認を、毎年度(学長の業績評価を実施する年度を除く。)行うとともに、当該学長の任期満了となる日の属する年度の前年度に学長の業績評価を実施することとしており、法人の長から独立性をもって、学長選考・監察会議が選考の結果に責任を持つ仕組みを整備している。	広島大学長の業績評価の実施に関する申合せ
補充原則 3-3-3 ①	学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。	有	広島大学長の業績評価の実施に関する申合せ第3「学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況を毎年度(第1の業績評価を実施する年度を除く。)1回確認する」に基づき、学長ヒアリング、監事の意見聴取を通じて、業務執行状況の確認を行い、令和6年度の学長の業務執行状況の確認の結果については、令和7年1月29日付けで本学公式ウェブサイトで公表している。 なお、令和7年度は、学長の業績評価を実施している。	広島大学長の業績評価の実施に関する申合せ 学長の業務執行状況の確認
補充原則 3-3-3 ②	学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。	有	広島大学長の業績評価の実施に関する申合せ第1「学長選考・監察会議は、広島大学学長選考・監察会議規則(平成16年6月29日規則第150号)第3条第3号に規定する学長の業績評価について、当該学長の任期満了となる日の属する年度の前年度に実施する」に基づき、令和7年度に学長の業績評価を行い、その結果を学長に提示し、助言を行うとともに、その結果を本学公式ウェブサイトで公表している。	広島大学長の業績評価の実施に関する申合せ 学長の業績評価
原則3-3-4	【原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表】 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。		経営協議会においては、「経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員について(令和5年3月16日第92回経営協議会承認)」の方針に沿って選考を行い、経営協議会学外委員の多様な分野における知見・経験、ジェンダーバランス及び学長選考・監察会議での議論の継続性等を踏まえ審議した結果、経営協議会学外委員から4名を選出している。 教育研究評議会においては、教育研究評議会評議員(学長及び理事を除く。)を分野やキャンパス等に偏りが生じないよう4つのグループに分け、各グループから1名を投票により選出している。	学長選考・監察会議委員名簿
原則3-3-5	【原則3-3-5 経営力を発揮できる体制の検討】 学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。		令和3年1月28日開催の学長選考会議において、最も経営力を発揮できる体制の在り方について検討した結果、広島大学では、現状の体制が最も経営力を発揮できることから、大学総括理事を置いていない。また、令和3年6月22日開催の学長選考会議及び令和7年8月21日開催の学長選考・監察会議で、大学総括理事を置かないことを確認した。	広島大学学長選考・監察会議規則
3-4 監事				
原則3-4-1	【原則3-4-1 監事が十分かつ適切に監査業務を遂行できるようにするための体制確保】 国立大学法人は、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行し、より効果的・明示的に牽制機能を果たすことができるようにするための体制を整備すべきである。		本学に、常勤監事1名と非常勤監事1名を配置しており、監事の独立性をサポートする組織として、監事支援室を設置し、監事監査に係る業務の支援を行うこととしている。 また、監事は、役員会、教育研究評議会、経営協議会、学長選考・監察会議その他重要な会議に出席し、ガバナンス体制・内部統制システム等の整備・運用状況を確認し、改善すべき点があれば指摘し、必要と認めるときは説明を求め、意見を述べている。さらに、必要に応じて書面及び担当責任者へのヒアリング等によって監査を行う等、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行し、より効果的・明示的に牽制機能を果たすための体制を整備している。	-

国立大学法人ガバナンス・コード		本学の対応状況		
番号	基本原則、原則、補充原則	更新の有無	対応状況の説明	公表する資料
補充原則 3-4-1 ①	監事の役割は、国立大学法人のガバナンスの一翼を担うものであり、内部統制の在り方等についても監査対象とすることから、国立大学法人は、監事が適切に監査を行い、その職責を果たすことができるようにするため、監事の学長(運営方針会議を設置する法人にあっては、学長及び運営方針会議)に対する第三者性・中立性を確保するとともに監事の公正かつ厳正な監査業務を補佐する体制を整備すべきである。		■監事の独立性をサポートする体制の整備 広島大学監事監査規則第3条に「監事は、役員(監事を除く。)の職務の執行を監査する。」と規定し、学長に対する第三者性・中立性を確保している。 併せて、監事の監査業務を補佐する組織として、令和3年4月1日から、監事支援室を新たに設置し、監事監査等に係る業務のサポートを行う体制を整備している。	広島大学監事監査規則 運営組織図 広島大学の業務組織及び業務分室に関する規則 広島大学監事支援室規則
原則3-4-2	【原則3-4-2 監事候補者の選考】 監事は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が直接任命することとされているが、その任命に当たっては、各国立大学法人における監事候補者の選考を尊重している。このため、国立大学法人は、常勤監事や学外監事の必置を定めた法の趣旨を踏まえ、監事の役割や求められる人材像等を明確化した上で、適切なプロセスによって選考を行うべきである。	有	国立大学法人法及び「学長のリーダーシップ強化に伴う監事等による学長の業務執行のチェック機能の確保について(大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議審議まとめ(平成28年3月31日)」	学長のリーダーシップ強化に伴う監事等による学長の業務執行のチェック機能の確保について(大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議審議まとめ(平成28年3月31日)
補充原則 3-4-2 ①	国立大学法人は、監事候補者の選考に当たっては、経営協議会の学外委員の協力・助言を得て人選するなど、その責任を十分に果たし得る適任者を選考するための適切なプロセスを工夫すべきである。		■監事候補者の選考に当たっては、経営協議会の学外委員の協力・助言を得て人選など責任を十分に果たし得る適任者を選考するための適切なプロセスの工夫 監事の監査業務が多岐にわたることから、法律や会計監査に精通した者、国立大学法人の行う業務に精通した者、組織の意思決定のあり方に精通した者など求められる人材像を明確化し、監事候補者の選考に当たっては、経営協議会学外委員の意見を聴いている。	学長のリーダーシップ強化に伴う監事等による学長の業務執行のチェック機能の確保について(大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議審議まとめ(平成28年3月31日)
補充原則 3-4-2 ②	国立大学法人は、監事の監査業務が多岐にわたることを踏まえ、法律や会計監査に精通した者、国立大学法人の行う業務に精通した者、組織の意思決定のあり方に精通した者など、監事候補者の適切な組み合わせを考慮して選考を行うべきである。		■監事候補者の適切な組み合わせを考慮した選考 監事については、1名を会計監査及び教育行政について豊富な経験を有する者、1名を大学内外から高等教育・学術研究の水準の向上及び発展に尽力した経験を有する者を候補者として選考することとし、多岐にわたる監査業務を行うための適切な組み合わせを考慮して選考を行っている。	学長のリーダーシップ強化に伴う監事等による学長の業務執行のチェック機能の確保について(大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議審議まとめ(平成28年3月31日)
原則3-4-3	【原則3-4-3 国立大学法人の業務執行が適切かつ効果的・効率的に行われているかどうかを適切にチェックできる監査体制】 監事は、法令等に則って会計監査と業務監査の双方を担い、監査を通じて、会計監査人による監査の相対性判断のみならず、教育研究や社会貢献の状況や法人の長(大学総括理事及び運営方針委員を含む)の選考方法、法人内部の意思決定システムをはじめとした法人の経営が適切かつ効果的・効率的に機能しているかについて監査する必要がある。国立大学法人は、監事がそれらを適切にチェックできる監査体制を工夫すべきである。	有	監事は、毎年度当初に作成した監査計画に基づき、業務監査及び会計監査を実施している。役員会、教育研究評議会、経営協議会、学長選考・監察会議その他重要な会議に出席するとともに、学長と定期的にミーティングを行うなどガバナンス体制・内部統制システム等の整備・運用状況を確認し、改善すべき点があれば指摘し、必要と認めるときは説明を求め、意見を述べている。また、会計監査の適切性及び信頼性を確保するため、会計監査人と定期的に意見交換を行い、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを確認し、必要と認めるときは、説明を求めることとしている。 広島大学監事監査規則第8条において、重要な文書の監事への回付について定めており、監事に資料や情報が集まる仕組みにしている。 また、令和3年4月1日に設置した監事支援室の職員が、監事の行う監査等を支援するための資料調整や連絡調整などの業務を行っている。 加えて、同規則第7条において、監事は監査に関する業務の補助を監査室の職員に行わせることができることを規定しており、必要に応じて監査室職員がその業務を補助している。	監事監査 広島大学監事監査規則 広島大学監事支援室規則
補充原則 3-4-3 ①	国立大学法人は、監事が、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議、部局長等会議等の重要会議(運営方針会議を含む)への出席を可能とするとともに、監事に対する資料提出や情報提供、内部監査機能との密接な連携など、十分な情報の下で監査報告を作成できるようにすべきである。	有	■役員会等の重要会議への出席を可能 広島大学監事監査規則第3条第3項において「監事は、本学の管理運営に係る重要な会議等に出席し、意見を述べるることができる。」と規定しており、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議の他、役員懇談会、部局長等意見交換会にも出席し、様々な観点から意見・助言を得ている。	広島大学監事監査規則
			■監事に対する資料提出や情報提供 原則3-4-3iに記載のとおり	広島大学監事監査規則 広島大学監事支援室規則
			■内部監査機能との密接な連携 広島大学内部監査規則第19条第1項において、監査室長は、監事又は会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な内部監査の実施に努めるものとするを規定している。 年度監査計画を監事に回付・共有し、特に、ヒアリングを伴う内部監査には、監事の陪席を得て実施するとともに、監査報告書は監事へ回付し必要な情報提供・意見交換を行うなど密接な連携を行っている。	広島大学内部監査規則

国立大学法人ガバナンス・コード		大学の対応状況	
番号	基本原則、原則、補充原則	対応状況の説明	公表する資料
基本原則4	基本原則4. 社会との連携・協働及び情報の公表 国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。 また、併せて、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要があり、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表しなければならない。	国立大学法人法等の定めにより公表する情報、学校教育法施行規則の定めにより公表する情報の公開については、本学公式ウェブサイトコンテンツを設けて情報をまとめて掲載し、必要な情報にアクセスしやすいよう公開しており、法人経営等についても、定期的に「学長メッセージ」及び「学長定例記者会見」で、発信を行っている。 透明性をより確保するため、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表するため、本学の特色や強み・ビジョン・取組などの非財務情報と財務情報を有機的に組み合わせた統合報告書を発行している。 内部統制については、広島大学内部統制規則において、「学長は、本学の内部統制の整備及び運用に関し、内部統制担当役員を統括し、その最終責任を負う。」と規定し、また、各理事を内部統制担当役員とし、所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進するため、それぞれに内部統制推進部門を置き業務組織をもって充てている。内部統制推進部門に、各業務組織の長等を内部統制推進責任者として置き、業務における内部統制の整備及び運用状況を、定期的に内部統制担当役員に報告する体制を整備している。 また、モニタリングに関しては、日常的なモニタリングは、各業務における役職員の自己点検・評価により行い、独立の評価としては、監事による監査、監査室による内部監査により行い、継続的に見直しを図っている。なお、これらの内部統制の推進については、役員会にて総括することとしており、運営体制については、内部統制の体制図も含め本学公式ウェブサイトで公表している。	-
原則4-1	【原則4-1 法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】 国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共の財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保すべきであり、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表しなければならない。	【法令に基づく適切な情報公開】 国立大学法人法等の定めにより公表する情報、学校教育法施行規則の定めにより公表する情報の公開については、本学公式ウェブサイトコンテンツを設けて情報をまとめて掲載し、必要な情報にアクセスしやすいよう公開している。 【法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報の分かりやすい公開】 関係者が本学公式ウェブサイトのトップページの目的の情報に容易にアクセスできるように「大学案内」、「入試情報」、「教育・学生生活・就職」、「研究」、「社会・産学連携」、「留学・国際交流」、「学部・大学院等」、「研究所・施設等」のサイトを設け、関連する情報を分かりやすく集約して発信している。 また、法人経営等について、定期的に「学長メッセージ」及び「学長定例記者会見」で、発信を行っている。 さらに、透明性をより確保するため、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表するため、令和4年度から、本学の特色や強み・ビジョン・取組などの非財務情報と財務情報を有機的に組み合わせた統合報告書を発行している。（平成17年度から令和3年度までは「広島大学財務報告書」を作成・公表）。 令和4年10月からは、広島大学ファクトブックの公開も行っており、令和5年3月、同年10月、令和6年3月、同年10月に公開項目を追加している。	公表情報 本学公式ウェブサイト 広島大学公式ウェブサイト 広島大学統合報告書 広島大学ファクトブック
補充原則4-1①	国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考慮、適切な対象、内容、方法を選択し公表しなければならない。	【学生、保護者、卒業生】 本学公式ウェブサイトにおいて、特に保護者に関する内容を「保護者の方」に、卒業生に関する内容を「卒業生の方」に集約し公表している。また、学生のキャンパスライフを学内外に発信するポータルサイト「もみじOp」において、広大生に関するニュース、イベント・サークル情報や、「学び」「学生生活」「進路・就職」「留学生」に関するサポート情報を、誰でも閲覧可能な状態で掲載している。 保護者に対しては、平成30年度から「広島大学地域懇談会」を開催しており、本懇談会は、毎年、一部地域を変え、3か所から6か所の地域を訪問し、本学の取組を説明するとともに、参加者である保護者との意見交換を行っている。さらに、令和3年度から「広島大学オンライン懇談会」を開催し、オンラインを活用した保護者との意見交換を行っている。なお、「広島大学地域懇談会」について、令和6年度から対象を高校生・受験生及びその保護者にも広げ、入試に関する説明会等を併せて実施している。 また、今後の教育・研究の改善に活かすため、卒業（修了）後5年経過した卒業（修了）生を対象に実施しているアンケートにおいて、「卒業（修了）生から後輩に伝えたいこと」という問いを設け、その結果を本学公式ウェブサイトにおいて、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 【寄附者】 寄附金使途・寄附金活用状況、支援を受けた学生の声、寄附者の顕彰情報等を広島大学基金ウェブサイトに掲載し、大学への支援の理解を求めるとともに、寄附者へは活用状況について説明を行っている。なお、広報誌においては、寄附者への謝意を込めて寄附者情報を公表している（希望者のみ）。さらに、令和2年度以降は、基金の活用状況を寄附者へ丁寧に説明するため、広島大学基金報告書を作成し、全ての寄附者へ配布している。 【産業界、地域社会】 本学公式ウェブサイトにおいて、「社会・産学連携」のカテゴリを設け、産学連携、地域連携等の情報をまとめて掲載し、必要な情報にアクセスしやすいよう公開している。 【留学生、国内外の教育機関等】 本学において、留学生獲得や海外展開の拡大・拡充に繋げるため、本学公式ウェブサイト「留学・国際交流」のコンテンツを設け、国際交流に関する情報として、留学制度の案内、国際的ネットワーク（国際交流協定校一覧、海外拠点一覧）、国際協力・国際貢献、本学の国際戦略、数字で見る国際交流等を日本語、英語、中国語で掲載し、国内外の教育機関や留学希望者などが、必要な情報に容易にアクセスしやすいよう公開している。 【その他のステークホルダー】 本学が取り組んでいる教育研究活動等の状況を広く学内外に積極的かつ的確に伝達することで社会への責任を果たすために、平成21年12月から「学長定例記者会見」を継続的に毎月1回程度開催し、学長自らが発信している。会見の様子はYouTubeを活用した配信を行うとともに、関係資料は本学公式ウェブサイトにて公表している。	学生 保護者の方 卒業生の方 卒業（修了）生から後輩に伝えたいこと 広島大学地域懇談会、広島大学オンライン懇談会 広島大学基金規則（サタケ基金に係る記載） 広島大学寄附金取扱規則 広島大学寄附金受入事務取扱規則 寄附者情報 広島大学基金ウェブサイト 広島大学基金の状況（広島大学基金活動報告書） 寄附者情報を公開している広島大学広報誌「HU-plus」 産学連携、地域連携等の情報 留学・国際交流 学長定例記者会見
補充原則4-1②	国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）を公表しなければならない。	■学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠 学生が大学で身に付けることができる能力について、各教育プログラムごとにカリキュラムポリシー、ディプロマポリシー及び到達目標を定め、各教育プログラムの詳述書や大学案内「広島大学で何が学べるか」等に記載し、それらを誰でも閲覧可能な状態で本学公式ウェブサイト公開している。また、学位授与状況や卒業及び修了予定者が対象の教育の満足度や身に付いた能力等について問うアンケートの結果を誰でも閲覧可能な状態で本学公式ウェブサイト上で公表している。 学生は、学生向け情報ポータルサイト「Myもみじ」により、自分の学習到達状況をレーダーチャート表示により視覚的に確認することができる。 ■学生の満足度 以下の各種アンケートにおいて、本学学生の教育や学生サービスの満足度等の現状を把握し、大学ウェブサイト等において公表している。アンケート結果については、教育や学生サービスの改善に繋げている。 ・「学生による授業改善アンケート」：学生の声に基づく授業改善を行うため、原則、受講者が3名以上の授業科目を対象に知識の習熟度や満足度等を問う学生アンケートをターム毎に実施し、その結果を本学公式ウェブサイトにおいて、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 ・「学士課程教育卒業時・大学院課程教育修了時アンケート」：教育の質保証及び学生支援の改善と充実に資するため、毎年度卒業及び修了予定者に対して、実際に本学で教育及び学生支援を受けた学生に対してアンケートを実施し、意見を収集している。アンケート結果については、本学公式ウェブサイトにおいて、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 ・「学生生活実態調査」：学生生活の現状や学生支援の満足度などを把握し、学生サービスの改善につなげるため、2年に1度、学生アンケートを実施し、その結果及びアンケートで寄せられた学生の声に対する大学の対応状況を、学生向け情報ポータルサイト「もみじOp」において、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 ・「卒業（修了）生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査」：今後の教育・研究の改善に活かすため、卒業（修了）後5年経過した卒業（修了）生を対象に、本学での学びや学生生活がどの程度社会人となって役立っているかを問うアンケートを実施し、その結果及びアンケートで寄せられた卒業（修了）生の声に対する大学の対応状況を、本学公式ウェブサイトにおいて、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 ■学生の進路状況 「学生の進路状況」については、学校教育法施行規則に基づく教育情報の公表の義務化に沿って、本学公式ウェブサイトにて公表している。 [注]補充原則1-3⑥と関連	大学・学部等 大学案内「広島大学で何が学べるか」、学部/専攻等 学位授与方針 学位授与状況 学生による授業改善アンケート、学士課程教育卒業時・大学院課程教育修了時アンケート 学生生活実態調査 卒業（修了）生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査 学生の進路状況の公表

国立大学法人ガバナンス・コード		本学の対応状況		
番号	基本原則、原則、補充原則	更新の有無	対応状況の説明	公表する資料
補充原則4-1③	国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。		国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条に基づき作成している財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監査報告書について、文部科学大臣承認後本学公式ウェブサイトにおいて公開している。財務諸表における附属明細書及び事業報告書においては、学部・研究科別の業務損益や教育研究等の成果・実績等について開示しており、コストの見える化を推進している。 また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表するものとして、令和4年度から、本学の特色や強み・ビジョン・取組などの非財務情報と財務情報を有機的に組み合わせた統合報告書を発行している(平成17年度から令和3年度までは『広島大学財務報告書』を作成・公表)。 令和4年10月からは、広島大学ファクトブックの公開も行っており、令和5年3月、同10月、令和6年3月、同年10月に公開項目を追加している。 [注]補充原則1-3⑤と関連	財務諸表(附属明細書)及び事業報告書 広島大学統合報告書 広島大学財務報告書 広島大学ファクトブック
原則4-2	【原則4-2 内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表】 国立大学法人は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきである。 そのためには、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しなければならない。		■内部統制システムの運用、継続的な見直しと公表 国立大学法人広島大学業務方法書第2条において、内部統制システムの整備と継続的な見直し、内部統制システムに関する事務を統括する役員及び職員その他内部統制システムの整備を推進するための体制の決定、モニタリングを行うために必要な規則の整備等について規定し、広島大学内部統制規則を定めている。 広島大学内部統制規則において、「学長は、本学の内部統制の整備及び運用に関し、内部統制担当役員を統括し、その最終責任を負う。」と規定し、また、各理事を内部統制担当役員とし、所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進するため、それぞれに内部統制推進部門を置き業務組織をもって充てている。内部統制推進部門に、各業務組織の長等を内部統制推進責任者として置き、業務における内部統制の整備及び運用状況を、定期的に内部統制担当役員に報告する体制を整備している。 また、モニタリングに関して、日常的なモニタリングは、各業務における役職員の自己点検・評価により行い、独立的評価としては、監事による監査、監査室による内部監査により行い、継続的に見直しを図っている。なお、これらの内部統制の推進については、役員会にて総括することとしており、運営体制については、内部統制の体制図も含め本学公式ウェブサイトで公表している。 [注]基本原則4、補充原則2-1-3③と関連	国立大学法人広島大学業務方法書 広島大学内部統制規則 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する取り組み 研究費等の不正使用防止等に関する取り組みについて 公益通報・相談窓口に関する取り組み 情報セキュリティに関する取り組み 個人情報保護に関する取り組み 広島大学における内部統制図
補充原則4-2①	国立大学法人は、内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、コンプライアンスの遵守に係る方針を定めるとともに、自己点検や内部監査等の制度の充実を図るべきである。また、コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実を通報する内部通報・外部通報の仕組みを適切に運営するとともに、通報者の保護等の工夫をすべきである。また、法人は通報窓口を外部に設けることも検討すべきである。		■コンプライアンス遵守に関する方針 法令順守(コンプライアンス)に関する方針として、広島大学役員服務規則、広島大学職員倫理規則、広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則、広島大学個人情報の取扱いに関する規則等を定め、規則に則り、各構成員への研修、監査、防止等の取組を行っている。 ■自己点検 自己点検・評価においては、「外部評価」として、幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、毎年度、外部有識者(経営協議会学外委員を含む。)から意見等を聴取し、それを自己点検・評価結果に反映させ、よりの確で有効な改善を図る制度を実施している。 また、「令和4年度(第4期中期目標期間)以降の広島大学の評価制度の基本方針」(R3.12.27)に基づき、令和4年度実績分から、評価委員会による本学独自の年度評価を新たに実施し、自己点検・評価をさらに充実させている。 ■内部監査 広島大学内部監査規則に基づき、毎年度内部監査を実施している。 事業年度毎に監査計画書を策定し学長の承認を得て内部監査を実施し、その結果は監査報告書を作成して学長に報告している。 また、監査報告書は監事に回付するとともに内部統制担当役員に報告を行っている。 ■内部通報・外部通報の仕組み(通報窓口の外部設置の検討) 公益通報に係る窓口は、「広島大学における公益通報の取扱いに関する規則」に基づき総務・広報部総務Gに設置、研究費の不正使用に関する窓口として「広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則」に基づき監査室に設置、研究活動に係る不正行為に関する告発窓口として「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」に基づき、学術・社会連携支援部研究支援Gに設置の上、それぞれ本学公式ウェブサイトで公表し、通報を受け付けている。 また、上記の公益通報、研究費の不正使用、研究活動に係る不正行為に係る通報窓口を学外の法律事務所にも設置し、連絡先を学内情報ポータルサイト及び本学公式ウェブサイトで公表し、通報を受け付ける体制を整備している。	広島大学役員服務規則 広島大学職員倫理規則 広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則 広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則 広島大学個人情報の取扱いに関する規則 広島大学法人文書管理規則 広島大学情報セキュリティに関する規則 広島大学における内部保証に関する規則 国立大学法人広島大学の年度評価実施要領 広島大学内部監査規則
補充原則4-2②	国立大学法人は、内部統制の仕組みによるモニタリング結果を、定期的に役員へ報告する機会を設けるなど、内部統制の実効性を高め、法人経営の見直しに活かす体制を構築すべきである。		広島大学内部統制規則第9条において、本学の内部統制の有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行うこととしている。 (1) 日常的モニタリング (2) 独立的評価 日常的モニタリングは、各業務において役職員の自己点検・評価により行っており、業務の進捗等に関して、常時打合せを行い、役員へ定期的な報告を行っている。また、内部統制上重大な問題が発生した場合にも、「広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則」、「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」、「広島大学個人情報の取扱いに関する規則」、「広島大学リスクマネジメント基本規則」など関係の諸規則に基づき報告、見直し、改善等の取組を実施している。 さらに、必要な改善策については、役員会に報告を行い、役員会でも検討を行うこととしている。 なお、独立的評価は監事による監査及び監査室による内部監査により実施し、各理事への報告、会議等で周知を行い、内部統制の実効性を高める体制を構築している。	広島大学内部統制規則 広島大学監事監査規則 広島大学内部監査規則 広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則 広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則 広島大学個人情報の取扱いに関する規則 広島大学リスクマネジメント基本規則

国立大学法人ガバナンス・コード		本学の対応状況		
番号	基本原則、原則、補充原則	更新の有無	対応状況の説明	公表する資料
補充原則4-2③	国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範(研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン、研究インテグリティ確保のための取組)を定め、実践すべきである。また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。 ※研究インテグリティ:従来対応を進めてきた不正行為や利益・責務相反、法令順守などに加え、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して確保が求められる、研究の健全性・公正性	有	■行動規範 広島大学憲章 令和3年12月に、広島大学が自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献するという使命を果たし続けていくための本学の全構成員及び卒業生・修生の活動の基本原則として「広島大学憲章」を制定し、学内外に公表している。 広島大学行動規範 令和3年12月に、本学が上記使命を果たすと同時に、その活動に関して高い倫理性と社会に対する透明性を持った十分な説明責任が求められることから、社会からのこれらの負託に応えるべく、全構成員が常に意識し、実行すべき指針として「広島大学行動規範」を制定し、学内外に公表している。 広島大学教育倫理綱領 令和6年9月に、「広島大学憲章」「広島大学行動規範」に基づく活動にあたり従うべき規範を「広島大学教育倫理綱領」として策定し、学内外に公表している。 広島大学ヘルシーキャンパス宣言 令和4年3月に、構成員のこころと身体を守ることやエビデンス(*)に基づいた予防対策等を発展させることを宣言した。 (*)健康データ活用ポリシー及び健康データ管理ポリシーを策定し、保健管理センター等と連携して構成員の健康管理や個別相談等にデジタルを積極的に活用する。 性の多様性に関する理念と対応ガイドライン -LGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指して- 令和4年12月に、多様な構成員を受け入れ、一人ひとりの意思を尊重し、差別をなくし、構成員が安心して存分に力を発揮できるような大学を目指して策定し、学内外に公開している(令和5年4月から適用)。 広島大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン 令和5年4月に、ハラスメントに対する基本姿勢や手続き等を解説したガイドラインについて、構成員に対するハラスメント問題の重要性の再認識、パワー・ハラスメント等の定義・形態に関する理解促進を図るとともに、不利益取扱いの禁止について、より明確化するなどの見直しを行った。 また、この見直しについて、各部局等で活用してもらうよう、全学会議で周知するとともに、学内外に公開している。	広島大学憲章 広島大学行動規範 広島大学教育倫理綱領 広島大学ヘルシーキャンパス宣言性の多様性に関する理念と対応ガイドライン-LGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指して 広島大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン
			■研究者倫理 「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」及びその関係規定において、構成員が従うべき行動規範を定めている。また、必要に応じて適宜見直しを行っている。	広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則
			■公的研究費に係るガイドラインに基づく不正使用防止計画 文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、研究不正防止対策推進室において、「研究費等不正使用防止計画」を策定し、不正使用防止計画の実施、進捗管理を行い、適宜見直しを行っている。	広島大学における研究費等不正使用防止計画 広島大学研究不正防止対策推進室細則
			■研究インテグリティ確保のための取組 利益相反管理に関しては、「広島大学利益相反管理に関する規則」に基づき、利益相反委員会を設置し、年1回、教職員の自己申告書等に基づき利益相反状況の調査を行い、必要に応じて事情聴取や指導・助言等を実施するとともに、個別の案件に対する相談窓口を設置し、リスク軽減に向け利益相反アドバイザーによる助言・指導等を実施している。また、兼業に関しては、「広島大学職員兼業規則」に基づき、適正かつ公平な運用を実施している。 安全保障輸出管理に関しては、「広島大学安全保障輸出管理規則」に基づき、外国為替及び外国貿易法を遵守し、技術の提供や貨物の輸出を適切に実施するために必要な体制の整備及び充実に図っている。またこれら取組の一つとして、教職員向けの相談体制を整備し、「迷ったら相談する」ことを前提とした運用を実施している。 研究インテグリティの確保に関しては、「広島大学における研究インテグリティの確保に関する規則」に基づき、研究インテグリティ・マネジメント委員会を設置し、学内での研修の実施及び個別案件に対する相談窓口での指導・助言及び利益相反管理や安全保障輸出管理といった既存の手続に係る担当者への引継ぎを通じて、国際連携活動に伴うリスク軽減に向けた適切な対応を実施している。	広島大学利益相反管理に関する規則 広島大学職員兼業規則 広島大学安全保障輸出管理規則 広島大学における研究インテグリティの確保に関する規則 研究インテグリティの確保に関する取り組み
			■研究倫理教育等の周知 「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」および「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について」に基づき、構成員が受けるべき研究倫理教育の項目・時期を定め、毎年、オンライン教材を用いて実施している。また、定期的な実施状況調査を行い、実施状況を把握している。	広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則 広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について
補充原則4-2④	国立大学法人は、学内構成員がコンプライアンスの遵守、内部通報・外部通報の仕組み、行動規範等の目的、意義について正しく理解し、確実に機能するよう、研修等により徹底した周知を行うべきである。	有	■個人情報保護等の周知 毎年定期的に個人情報保護に関する研修会を実施している。 (参考 令和7年度実施) (2/20)東広島地区において、個人情報保護研修会をオンラインで開催 (3/6)霞地区において、医療従事者を対象に、個人情報保護研修会をオンラインで開催	広島大学個人情報の取扱いに関する規則
			■研究費等不正使用防止等の周知 「広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則」に基づき策定した「広島大学における研究費等不正使用防止計画」の下、以下の取組を行い研究費等不正使用防止等の周知を行っている。 ・eラーニングによるコンプライアンス教育、理解度テストやアンケート調査の実施 ・いつでも誰でも相談できる問い合わせ窓口である「財務コンシェルジュ」の設置 ・学長による研究科訪問による注意喚起・啓発活動の実施 ・教職員、学生等ハンドブック、リーフレットの学内掲示板への掲載 ・謝金や旅費等の支給を受ける学生に向けた業務フローの学内掲示板への掲載	広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則 広島大学における研究費等不正使用防止計画
			■行動規範等の周知 階層別研修等の以下の研修において行動規範等、大学の教職員として遵守すべき必要な知識が習得できるよう研修内容に盛り込んでいる。 ・新採用教職員研修 ・新任教員スタートアップ研修 ・新採用職員基礎研修 ・中堅職員研修 また、テニュアトラック教員のテニュア審査(最終審査)において、人材育成推進本部FD委員会が実施する新任教員研修プログラムの必修科目の全て及び選択必修科目のうちから2科目以上を履修していることを、受審要件としており、上記「新採用教職員研修」及び「新任教員スタートアップ研修」は必修科目としている。 性の多様性に関する理念と対応ガイドライン -LGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指して- 令和4年12月に、多様な構成員を受け入れ、一人ひとりの意思を尊重し、差別をなくし、構成員が安心して存分に力を発揮できるような大学を目指して策定し、学内外に公開している(令和5年4月から適用)。 広島大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン 令和5年4月に、ハラスメントに対する基本姿勢や手続き等を解説したガイドラインについて、構成員に対するハラスメント問題の重要性の再認識、パワー・ハラスメント等の定義・形態に関する理解促進を図るとともに、不利益取扱いの禁止について、より明確化するなどの見直しを行った。 また、この見直しについて、各部局等で活用してもらうよう、全学会議で周知するとともに、学内外に公開している。	テニュア審査及びポスト審査の審査基準作成の基本方針及び審査における統一的取扱いについて 性の多様性に関する理念と対応ガイドライン-LGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指して 広島大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン